

ESG不動産投資のあり方検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「ESG不動産投資のあり方検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、不動産投資におけるESGやSDGsのあり方及び取り組みの推進のための検討を行うことを目的とする。

(座長)

第3条 検討会に座長を置く。

2 検討会の議事の進行は、座長が行う。

(会議)

第4条 検討会は、公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めるときは、検討会又は検討会資料を非公開とすることができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席して意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、平成31年2月14日から施行する。